

理事会議事録

- 1 開催日時 平成27年5月28日（木）午前10時30分～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻になりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、理事定数25名、現在員数24名、本日の出席者19名、書面による出席3名、出席者合計22名でございます。従いまして、理事総数の3分の2以上に達しておりますので、定款第12条第5項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、本日お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

それでは、乾会長からごあいさつ申し上げます。

乾 会 長 （あいさつ）

司 会 それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第12条第4項の規定により、その都度選任することになっております。

こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

（異議なし）

異議なしということでございますので、議長を乾会長にお願いいたします。

乾 議 長 まず、理事会の議事録の署名人を決めさせていただきます。

議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

（異議なし）

異議なしということですので、議事録の署名人は、淀川区社会福祉協議会長の高橋理事と大阪市ひとり親家庭福祉連合会長の小林理事にお願いします。

どうぞよろしくお願いいたします。

＜第1号議案＞ 平成26年度事業報告（案）について

乾 議 長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案の平成26年度事業報告（案）について、事務局から説明してください。

中川課長 地域福祉課長の中川でございます。

第1号議案の平成26年度事業報告（案）につきまして、ご説明申し上げます。

資料1の1頁をご覧ください。

わが国におきましては、完全失業率が良好に推移するとともに景気が緩やかに回復基調にあり、経済状況は改善のきざしが見えるものの、依然として経済的困窮等による生活課題がクローズアップされるなど、厳しい状況にあります。また、超高齢・少子社会の進展に伴い、地域社会や家庭機能の変化によるつながりの希薄化、社会的孤立や虐待等の権利擁護に関する問題など、深刻な福祉課題・生活課題が山積しています。

中川課長 本会におきましては、これらの多様な福祉課題・生活課題の予防や早期発見、課題の解決に向け、生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月施行）に基づき、生活に困りごとを抱えた方を包括的・継続的に支援する「生活困窮者自立支援事業」をはじめ、孤立死や認知症高齢者の徘徊などの課題に対応すべく、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」が平成 27 年度から実施されるにあたり、ワーキングや情報交換に加え区担当制も活用しながら、区社協への支援を行ってまいりました。

また、地域における支え合いについて共に考え、介護が必要な状態になってもだれもが住み慣れた地域で最期まで生活することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けての考え方や課題、先駆的事例などについて市民や福祉関係者の理解を深めるため、シンポジウムを開催いたしました。

大阪市ボランティア・市民活動センターにおいては、ボランティアや市民活動について、自発的・自律的な取組みを推進するとともに、区ボランティアビューローの機能強化のため、区ボランティア・市民活動センター化への支援を行いました。

社会福祉研修・情報センターでは、社会福祉関係者に対して、福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程を拡充するとともに新たに組織運営管理研修を実施し、市民に対しては、講演会等を通じて社会福祉に関する知識の普及、啓発を行いました。

子育ていろいろ相談センターでは、大阪市の子育て支援の中核施設として、各区の子育て支援の拠点である「子ども・子育てプラザ」をはじめ、子育て支援の関係機関・団体等と連携を図るとともに、地域の子育て支援事業や活動を支援いたしました。

一方、大阪市においては、全市的な施策から区の特長や課題に応じた施策へと転換され、介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援事業の本格実施に向け、多様な福祉ニーズに対応する地域における支え合いのしくみの構築等が進められております。

本会におきましては、これらの地域福祉を取り巻く状況等に対応し、自律した法人運営を行っていくため、平成 26 年 9 月に「中期経営計画」（平成 26 年度～30 年度）を策定し、5 つの重点項目及び中立・公正な立場にたった事業を展開するために更なる組織基盤の強化に向けた計画を進めていくなど、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民から真に信頼される社協をめざし、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現に向けた取組みを推進いたしました。

続きまして 2 頁をお開きください。主な取組みの実施状況についてご説明申し上げます。

まず、「深刻な生活課題の解決に向けた市域からの地域福祉推進の支援」、1 の「生活課題・福祉課題の予防や早期発見、課題解決力強化のための支援・取組み」でございます。

各区社協と生活困窮・社会的孤立の課題に対応していく重要性を共有するとともに、自立相談支援事業のモデル事業を実施するにあたり、助言や情報提供などを行いました。

また、市民・福祉関係者等を対象に「生活支援サービスを考えるシンポジウム」

中川課長 を開催し、これからの地域福祉活動の方向性を考える場といたしました。

さらに、平成 27 年度から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」が実施されるにあたり、市・区社協ワーキングの開催のほか、区社協間の情報交換や福祉局との連絡調整・協議などを行いました。

2 でございますが、区ごとの地域福祉計画・ビジョンの策定や、地域支援システムの再構築がすすめられる中、区社協と区役所が、区ごとの地域福祉のしくみづくりを効果的に推進できるよう、「区におけるしくみづくりを推進するためにー地域福祉計画の基本理解と『大切な視点』に基づく展開ー」を作成し、区における地域福祉推進を支援いたしました。

3 の「区社協活動への支援」では、本会職員が各区に出向き、その活動を支援するしくみとして、新たに「区担当制」を導入しまして、各区社協へのヒアリングのほか、区社協事業や会議において助言や情報提供などを行いました。

また、地域福祉活動支援部会の協力のもと「地域福祉活動推進支援プログラム」として、地域福祉活動推進の方針検討を継続的にサポートし、取組みのプロセスや成果について、大阪市地域福祉推進委員会で報告するとともに、各区社協に情報を提供いたしました。本日、お配りしております「推進委員会だより」に内容を記載しておりますので、後程、ご覧いただければと存じます。

3 頁になりますが、さらに、「コミュニティワーク実践事例集」をまとめ、各区社協で共有するとともに、学識者や他都市社協にも発信いたしました。

また、お手元にお配りしておりますが、新たな参加や担い手育成のきっかけづくりとなるよう、「世代をつなぐ地域活動者に聞く」を発行いたしました。こちらも、後程、ご覧いただければと存じます。

次に「災害時のボランティア活動支援体制の見直し」でございます。

大規模災害の発生に備え、大阪市と締結している協定やマニュアルなど災害時のボランティア活動支援体制を見直し、災害発生時の区社協との支援体制の構築に努めました。

また、災害時のボランティア活動に必要な財源を確保するため、「大阪市災害時ボランティア活動支援積立金」を新たに設置いたしました。

次に「広報啓発活動の充実（市民向け広報DVDの作成）」でございます。

昭和 25 年創刊の広報誌「大阪の社会福祉」は、平成 27 年 3 月には、718 号を迎えました。発行部数を 3,000 部増刷し 25,000 部としまして、新たに、近畿圏内の社会福祉士、介護福祉士養成専門学校等へ配付いたしました。

さらに、市・区社協の活動を紹介したDVDを各関係機関、団体等に送付するとともに、市立中学校に福祉教材の一環として配布するなど、広報啓発活動の充実に取り組みました。

次に「第 57 回大都市社会福祉施設協議会（大阪市大会）への助成」でございます。

平成 26 年 7 月 17、18 日に第 57 回大都市社会福祉協議会（大阪市大会）が開催され、本会におきましては、大阪市社会事業施設協議会や関係機関と連携して運営し、助成金を交付いたしました。

また、政令指定都市を代表し、各研究会からの要望事項を取りまとめ、11 月 4、5 日に国会関係、厚生労働省等への要望活動を行いました。

4 頁をご覧ください。「善意銀行の取組み」でございます。

中川課長 市民からの善意の金銭や物品の預託については、金銭口座 21 件、物品口座 13 件の申出があり、寄付者の意向を踏まえ、社会福祉の推進のために有効に活用するため、福祉関係機関・団体等に払出しを行いました。

続きまして、「法人経営基盤の強化」、1 の「社協職員の人材育成」でございます。地域福祉の中核を担う職員としての活力を維持し、専門性を確保するため、平成 26 年 10 月に 6 人の福祉職員を採用いたしました。

また、今日の地域福祉をめぐる課題に対応し、自律した組織運営に向けて力を発揮できる人材を育成するため、研修事業の充実強化を図り、職員全体の知識の底上げにつなげました。

さらに、区社協や課を越えた若手職員を中心とした、視察やゼミナール方式の学習により、若手職員の育成強化にも取り組んでまいりました。

また、新たに大阪市との間に「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結し、福祉行政に対する理解及び市域における社会福祉の推進のため、本会職員を大阪市福祉局へ 3 か月間、派遣いたしました。

2 の「組織の透明性と信頼性の強化」では、本会の内部監査を実施する一方、24 区社協の実地確認を行い、各区社協の法人実務の実情の把握と、事務改善の指導を行いました。

また、「文書実務の基礎」を改訂し、文書事務の適正化及び効率化に努めたほか、平成 26 年度予算から、社会福祉法人新会計基準に移行したことから、全区社協を対象に会計事務を円滑に処理するために研修会の開催や情報提供を行いました。

5 頁をご覧ください。

3 の「公募事業への積極的な応募」でございますが、地域福祉推進に必要な指定管理事業や各種事業について平成 27 年度事業として 10 事業を受託いたしました。

4 の「自主財源の確保」では、社会福祉大会や民生委員児童委員大会において賛助会員募集案内を参加者に配布し、賛助会員の加入促進を図りました。

次に「ボランティア・市民活動センターの運営」でございます。

ボランティア・市民活動センターでは、自発的・自律的な市民活動を推進するとともに、団体や企業等の市民活動・社会貢献活動を支援いたしました。災害支援に関する取組みとしては、広島市社協へ見舞金の寄贈、福知山市災害ボランティアセンターへの職員派遣、丹波市へのボランティアバスの運行等、積極的に支援いたしました。

また、東日本大震災による避難者の里帰りを支援する「里帰りボランティアバス」や、被災地との交流を目的とした「被災地支援ボランティアバス」を運行いたしました。

さらに、ボランティア・市民活動センター化への助成を行い、大阪市内での開設は 14 区となりました。

次に「社会福祉研修・情報センターの運営」でございます。

社会福祉関係者研修では、「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」のコースを拡充し、新たに組織運営管理研修等を実施いたしました。市民参加研修では、社会福祉に関する社会福祉講演会等、市民に対し社会福祉についての知識の普及、啓発を図りました。

また、図書・資料閲覧室に所蔵している福祉に関する約 39,000 点の書籍や雑誌、

中川課長 視聴覚資料等の利用促進のため、インターネットからの蔵書検索、企画展示等を行いました。

情報誌「ウェルおおさか」は隔月に発行し、新たに facebook を開始するとともに「大阪市社会福祉研究第 37 号」を発行いたしました。

6 頁をご覧ください。「子育ていろいろ相談センターの運営」でございます。

大阪市の子育て支援の中核施設として、地域の子育て活動を支援する各区の子育て支援の拠点である「子ども・子育てプラザ」をはじめ、子育て支援の関係機関・団体等と事業を共催するなど連携を図り、地域の子育て支援事業や活動を支援いたしました。

最後に「介護サービス相談センターの運営」でございます。

介護保険の被保険者やその家族、サービス提供事業者等からの相談を受け、地域包括支援センター及び各関係機関との連携強化に努め、情報提供や苦情解決に向けての助言や調整等を行い、大阪市介護相談研修を実施いたしました。

事業報告の提案資料につきまして、以上のとおり、重点事項の実施状況のみ抜粋した内容となっており、ご承認いただきました後に、個別の事業の実施状況及びこの後に説明いたします決算報告書と合わせ製本を行い、後日改めて、送付させていただきます。ご了承ください。

以上、第 1 号議案の平成 26 年度事業報告（案）について、ご説明申しあげました。ご審議の程、よろしくお願ひ申しあげます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見ご質問等、ございませんか。
ご承認いただけますか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第 1 号議案は、原案どおり決定されました。

＜第 2 号議案＞ 平成 26 年度決算報告（案）について

乾 議 長 続きまして、第 2 号議案の平成 26 年度決算報告（案）について、事務局から説明してください。

輪違局長 事務局長の輪違でございます。

第 2 号議案の平成 26 年度決算報告（案）についてご説明申しあげます。

平成 26 年度補正予算については、すでに審議をさせていただいていますことから、予算との差異に着目して主な内容について説明させていただきます。

A3 の資料 2[別紙 2]「平成 26 年度資金収支計算書（案）総括表説明資料」の右下に記載しておりますように、本会におきましては、平成 26 年度予算より新会計基準に移行しております。従来基準から、評価方法、財務諸表の表示区分が異なっており、比較形式とすることが困難になっております。厚生労働省通知では新基準への移行年度に限り、財務諸表の「前年度」の数値の記載は不要とされており、本会でも事業活動計算書、貸借対照表の「前年度」の数値は省略いたしております。

それでは、A3 の資料 2[別紙 2]の見方ですが、左側に決算額、その右側に予算との差異を示しています。差異については、予算額より決算額が増加している場合はプラス、決算額が予算額を下回っている場合はマイナスを示す△表示となります。内容の右側には属するサービス区分と決算報告書の掲載ページを示しております。

輪違局長

また、全体的な構成としては、左上から順に、二重枠囲みしております経常的な事業運営に関わる「事業活動による収支」、左側上段の固定資産の取得等に係る「施設整備等による収支」、そしてその下の積み立てております資金に関わる「その他の活動による収支」の内容と一番下の「支払資金残高」の内容等を示しております。

まず、左上二重枠囲みの事業活動資金収支差額でございますが、事業活動収入から事業活動支出を差し引いた金額でございます。収入増となっており、決算額は5,060万346円、予算との差異は1億1,838万5,346円の増となっております。これは後ほどご説明いたします退職積立金の運用益の増が主な要因でございます。

内訳をご説明いたします。事業活動収入でございますが、決算額は49億7,848万3,625円、予算との差異は1億6,338万8,375円の減となっております。

その主な要因といたしまして、②経常経費補助金収入では、決算額が6億6,903万5,634円、予算との差異は222万4,366円の減でございます。主な要因は、人件費等経費削減により大阪市地域福祉活動支援事業交付金で約222万円の減によるものでございます。

次に、③受託金収入では、決算額が16億3,311万3,387円、予算との差異は4,868万8,613円の減でございます。

主な要因は、要介護認定訪問調査事業で、要介護認定訪問調査および障がい程度区分認定調査の契約件数の減による約3,259万円の減、経費削減や人件費削減によりボランティア・市民活動センター事業で約341万円の減、介護サービス相談センター事業で約373万円の減、子育ていろいろ相談センター事業で約431万円の減によるものでございます。

次に、④負担金収入では、決算額が23億2,517万4,002円、予算との差異は2億2,377万7,998円の減でございます。職員費調整事業において、多様な雇用形態の活用等により、市社協から区社協へ出向している職員の人件費の削減が主な要因となっております。

次に、⑤受取利息配当金収入ですが、決算額は1億3,582万7,794円、予算との差異は1億680万2,794円の増でございます。退職積立金事業において市場環境改善に伴う退職積立金の運用益の増によるものでございます。

なお、現在の退職積立金の状況ですが、右下、枠囲みに記載されていますように、3月末における簿価での総額は、25億9,009万1,816円、時価での総額は、31億9,941万4,343円でございます。簿価との差額、いわゆる含み益は6億932万2,527円となっております。

続きまして、事業活動支出でございますが、左中ほどに太字で記載いたしておりますように、決算額は49億2,788万3,279円、予算との差異は2億8,177万3,721円の減となっております。

その主な要因でございますが、①人件費支出では、決算額が44億1,093万5,302円、予算との差異は2億6,184万9,698円の減でございます。

多様な雇用形態の活用により、区社協への出向職員人件費で、約2億1,388万円の減、法人運営事業の人件費で993万円の減、要介護認定訪問調査事業の人件費で約3,258万円の減、介護サービス相談センター事業の人件費で約222万円の減、子育ていろいろ相談センター事業の人件費で約230万円の減によるものでございます。

次に、②事業費支出・事務費支出等では、決算額が4億7,746万1,793円、予

輪違局長 算との差異は414万1,207円の減でございます。入札の導入や徹底した経費削減に努めた結果、ボランティア・市民活動センター事業で約142万円の減、介護サービス相談センター事業で約142万円の減、子育ていろいろ相談センター事業で約178万円の減によるものでございます。

なお、2次補正で、人材育成を図るべく、職員研修事業の充実に伴う補正予算についてご承認いただきましたが、職員の資質や専門性を高める研修の開催や、全社協研修等外部研修への参加などにより、法人運営事業の研修研究費の決算額は、312万736円となっております。また、広島県豪雨災害見舞金といたしまして広島市社協に対し30万円寄贈いたしました。

次に、③助成金支出では、2,367万3,215円、予算との差異は1,562万6,785円の減でございます。主な要因は、善意銀行事業での預託払出金の減により約252万円の減、ボランティア活動振興基金事業での助成金の減により約977万円の減によるものでございます。

続きまして、施設整備等資金収支差額でございますが、右上ほどの二重枠囲に記載されていますように、固定資産取得に伴う支出により、決算額はマイナス100万8,720円、予算との差異は10万3,720円の減でございます。

次の項目、その他の活動資金収支差額は、その下の二重枠囲いに記載されていますように、決算額は1,617万5,004円、予算との差異は668万5,996円の減でございます。内訳といたしまして、その他の活動収入で決算額7億3,776万3,374円、予算との差異は3億6,677万4,374円の増でございます。主な要因は、要介護認定訪問調査事業から9,920万8,396円、社会福研修・情報センター事業から2,116万2,445円など、法人運営事業への繰り入れにより約1億635万円の増、新会計基準に基づき退職給付引当資産の評価方法を簿価から時価へ変更したことにより約2億7,143万円の増によるものでございます。

その他の活動支出では、決算額7億2,158万8,370円、予算との差異は3億7,346万370円の増でございます。先ほどの退職給付引当資産の評価方法変更に伴う差額及び運用益の積立てにより、約3億7,480万円の増によるものでございます。

平成26年度の決算額について、資料2[別紙1]円グラフが2つ掲載されております「平成26年度決算(案)の概要について」でご説明いたします。こちらは、お手元の資料2「平成26年度決算報告書(案)」1頁「資金収支計算書(総括表)」の内容をまとめたものでございます。

新会計基準移行により表示区分が異なっていることから、個々の項目では前年度比較できませんが、総額では比較することが可能なため、(1)決算総額に記載しております。今年度の決算額は57億1,624万6,999円で、前年度に比べ、3億1,891万2,269円の減となっております。「新たな地域コミュニティ支援事業」が、平成26年度から区ごとの公募事業となったことや、「市社協運営補助金」が廃止されたことが主な要因でございます。

次に、(2)資金収支総括表、下から3段目、当期資金収支差額は、6,576万6,630円、その下の前期末支払資金残高4億6,502万2,770円と合わせますと、最下段 当期末支払資金残高は、5億3,078万9,400円とあいなる次第でございます。

支払資金残高のサービス区分ごとの内訳につきましては、A3の資料2[別紙2]の右下の囲みにお示ししているとおりです。

また、次期繰越活動増減差額は、10億8,682万4,343円でございます。前年度

輪違局長 に比べ、大幅な増となっておりますが、新会計基準移行に伴い、退給付引当資産の評価方法を時価に変更したことが主な要因でございます。

その他の財務諸表につきましては、資料2「平成26年度決算報告書(案)」に記載しております。

法人全体の「事業活動計算書」につきましては2頁、「貸借対照表」につきましては3頁、「財務諸表に対する注記」につきましては4頁、「財産目録」につきましては7頁、「法人本部拠点区分の財務諸表」につきましては9頁以降、「サービス区分別の財務諸表」につきましては19頁以降に記載しております。

「平成26年度決算報告書(案)」を財源別にまとめ、3枚目に資料2[別紙3]「平成26年度財源別資金収支計算書参考資料」として添付しておりますので、後程ご覧いただきたいと思っております。

以上、平成26年度決算につきましてご説明申しあげました。ご審議のほど、よろしくお願ひ申しあげます。

乾 議 長 ただ今、平成26年度決算報告(案)について説明がありましたが、皆様からのご質問をお受けする前に、後藤監事さんから監査報告をお願いします。

後藤監事 大阪市社会福祉協議会定款第13条第1項ならびに第27条第1項の規定に基づき、平成26年度の業務実施状況および法人の財産状況につきまして、平成27年5月21日市社協事務局において、関係管理職から説明をうけ、私、後藤と中村監事で監査を実施したところでございます。その結果につきまして監事を代表してご報告申しあげます。

監査の方法といたしましては、平成26年度事業報告書の審査をはじめ、財産目録、貸借対照表および資金収支計算書、ならびに事業活動計算書につきまして、関係書類の内容審査を行い、また、会計帳簿、預金通帳、残高証明との照合などにつきましても詳細に行いました。

その結果、業務ならびに会計処理は、全般にわたり適正かつ正確になされており、証拠書類も遺漏なく整理されているところであり、ここに、本決算は正当なものであることを認め、監査報告といたします。

乾 議 長 ありがとうございます。
それでは、皆様からのご意見・ご質問についてお受けいたします。
いかがでしょうか。
ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

<第3号議案> 平成27年度補正予算(案)について

乾 議 長 続きまして、第3号議案の平成27年度補正予算(案)について、事務局から説明してください。

西山次長 事務局次長の西山でございます。
第3号議案の平成27年度補正予算(案)についてご説明申しあげます。

西山次長 今回の補正では、法人運営事業のほか4つの事業会計につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

それでは、資料3の1頁、「平成27年度1次補正収支予算書（総括表）」の内容につきまして、資料3〔別紙〕「平成27年度補正予算（案）の概要について」の表でご説明いたします。

今回補正額につきましては、支出は、右から2つ目の「今回補正額欄」網掛け下、事業活動支出が1,576万2千円の増額、その他の活動支出が5億3,741万5千円の増額、収入は、最上段、事業活動収入が1,576万2千円、その他の活動収入が5億1,625万2千円の増額でございます。

この結果、補正後の支出額は、中段右の事業活動支出が51億6,064万2千円、その2段下のその他の活動支出が7億9,105万2千円、その下の予備費支出が1,000万円合計いたしますと、59億6,169万4千円とあいなります。

補正後の収入額は、上段右の事業活動収入が50億4,395万2千円、その2段下のその他の活動収入が8億8,416万4千円、合計いたしますと、59億2,811万6千円でございます。

これによりまして、下から3段右の当期資金収支差額は、マイナス3,357万8千円となり、前期末支払資金残高5億3,079万円と合わせますと、最下段右の前期末支払資金残高は4億9,721万2千円とあいなる次第でございます。

次に、サービス区分ごとに説明させていただきます。

補正予算書案では、2頁から7頁に掲載しておりますが、同じく資料3〔別紙〕により説明させていただきます。

1『法人運営事業』をご覧ください。主な補正項目は4つございます。

1つ目は、ボランティア活動振興基金から助成を受け、大阪市域におけるボランティア・市民活動の推進を図ることを目的とし、ボランティア・市民活動積立金を新設するため、補正をお願いするものでございます。ボランティア・市民活動積立金設置に伴い、事業活動収入の「助成金収入」、その他の活動支出の「積立資産支出」として、それぞれ1,576万2千円の増となっております。

2つ目は、役員人件費748万円を適正な支出管理をおこなうため勘定科目「役員報酬支出」に振替いたします。

3つ目は、本会の健全経営を図るために経営安定化積立基金へ積立をおこなうため、その他の活動支出の「積立資産支出」として、2,116万3千円の追加をお願いするものでございます。内訳といたしまして、平成26年度社会福祉研修・情報センター事業からの繰入金、2,116万2,445円を積み立ていたします。

4つ目は、経営安定化積立基金の運用利息を取崩し、退職積立金事業へ繰出すため、その他の活動収入の「積立資産取崩収入」、その他の活動支出の「サービス区分間繰入金支出」として、それぞれ24万5千円の追加をお願いするものでございます。なお、今回の補正の結果、経営安定化積立基金の残高は、3億7,605万42円となります。

次に、4『ボランティア活動振興基金事業』をご覧ください。

ボランティア活動振興基金再構築にともない、ボランティア活動振興基金の一部を取崩し、大阪市へ返還するため、補正をお願いするものでございます。

ボランティア活動振興基金の一部返還に伴い、その他の活動収入の「基金積立資

西山次長 産取崩収入」、その他の活動支出の「その他の活動による支出」として、それぞれ5億円を計上しております。

なお、資料3〈参考〉として資料をつけておりますが、大阪市へ返還を予定しています基金の一部につきましては、市費が原資となっており、重層的なセーフティネットの構築の一環として「要援護者見守りネットワーク強化事業」等の新規事業に活用されます。

「法人運営事業」でご説明いたしましたボランティア・市民活動積立金の新設に伴い、事業活動支出の「助成金支出」、その他の活動収入の「基金積立資産取崩収入」として、それぞれ1,576万2千円の増となっております。

続きまして、5『退職積立金事業』をご覧ください。

先ほどご説明しましたように、法人運営事業から経営安定化積立基金の運用利息を繰入れし、退職給付引当資産に積立をおこなうため、その他の活動収入の「サービス区分間繰入金収入」、その他の活動支出の「積立資産支出」として、それぞれ24万5千円の増となっております。

また、前期末支払資金残高を決算で確定いたしました残高に合わせるため、1『法人運営事業』で1億1,274万1千円の増額補正、2『第三者評価事業』で22万2千円の増額補正、3『善意銀行事業』で278万5千円の増額補正、4『ボランティア活動振興基金事業』で142万1千円の減額補正を行っております。

以上、平成27年度補正予算案についてご説明申しあげました。ご審議の程、よろしくお願い申しあげます。

清水副会長 資料3の5枚目に2月12日、ボランティア活動振興基金運営委員会とありますが、メンバーは誰ですか。

ボランティア活動振興基金を5億円返すということですが、なぜ返すのですか。補正予算を組んで返す必要はないと思います。どうしても返さなければならぬなら、時期をずらしてください。今までお金を市社協に持ってきておいて、返してくれなんておかしいですよ。こういうことをすると、各区に交付されている1億円を返せと言ってくる。24区が困ることになる。2月12日に委員会を開催しているが、3月の理事会で予算を組んでいるのに、こんな重大な事を我々に発表せず、今日、補正予算を組むなんておかしいですよ。理事の皆さんに賛否をとったらどうですか。

西嶋理事 ボランティア活動振興基金を交付するにあたりまして、基金の利息で事業運営してくださいという内容で30年ほど事業運営していただいていた。私も平成2、3年ごろに基金の担当をしていましたが、当時の利息が6%ぐらいあり、20億に対する利息が1億という中で事業運営していただいていた。昨今、20億に対する利息が1%ぐらいで、毎年2千万の利息で事業を運営していかなければならない状況でございます。

このような中でボランティア活動をどうしていくかといいますと、2025年問題とか地域の中でいろいろやっていたかなければならない時代がこれから10年間で出てくるだろうというなかで、ボランティア活動を重点的に進めていただくために、従来の20億に対する基金の利息だけではなくて、基金の原資を取り崩してでもボランティア活動の事業運営することはできないかと、去年からいろいろ議論を

西嶋理事 させていただきました。

大阪市の基金の場合、基金を取り崩して事業をするということはなかなかできておりません。大阪市の基金に全部返還していただいて、2千万のボランティア活動を事業としてやっていくという方法もあるのですが、やはりボランティア活動振興基金はボランティアの自主性を尊重するという意味でも、当初は社協に交付するということが大きな理由であったと思いますので、そこは崩せないと思っております。従来大阪市の基金の枠組みを変えて基金を運用していこうというなかで、基金のうち15億は大阪市の基金からいただいた募金を原資として基金に積み込んだものと大阪市の税金を基金に積み込んだものがございます。今回、税金で積み立てた分を返還していただいて、大阪市の基金でも直接事業としてやっていこうということで、新たに見守りネットワークの事業等を立ち上げてくために使わせていただきたいと思いますという主旨でございます。

清水副会長 お金を引き上げなくても、こういう事業を社協にしてくださいと言えればいいことではないのですか。税金だから返せはいまさらおかしいし、認められない。運営委員のメンバーも役所の人が多いからこんな話になるのでは。市民のことを考えていない。私だったら絶対反対する。市社協も社協職員が昇任してくるならいいが、空いた席に市OBが入ってくるから何もわからないのではないかと。

乾 議 長 今回の話の概要はご理解いただいたと思います。提案は、ボランティア活動振興基金のうち大阪市の税金で積み立てた5億円を返還し、見守りネットワーク事業に充当したいという説明があったわけですが、清水会長の発言は、まず、ひとつは、いろいろな経過があるなかで今の時期が悪いということです。事業の展開で市の方もいろいろあると思いますが、補正予算で提案のあった5億の返還について理事の皆様のご意見を聞かせていただきたいと思います。原案どおり認めるか、認めるとしても時期をずらすか、どうでしょうか。

西嶋局長 21億の基金の枠組みを変更させていただくということですので、税金で積み立てた7億なりのお金のうち5億については、今年度内に返還いただければ。

久保部長 ご参考までに、ボランティア活動振興基金運営委員会に私も委員として就任しておりますので、内容について少しだけご説明させていただきたいと思います。

ボランティア活動振興基金を今後どうしていくかということに対しまして、数年前から、委員会においても基金の果実だけではいろいろなボランティアに助成ができないということがございまして、基金の原資を取り崩してでも年間2千万ではなく3千万、4千万の活動助成をしていきたいということで、基金のあり方について検討しようということになりました。ただし、市社協事務局と大阪市だけで話をしても困りますので、委員会は第三者委員会として外部の方にも入っていただいています。この委員会だけでもだめでしょうということで、より実質的に審議するためにその下に作業部会を設け、学識経験者や活動している団体の方々も含め、9名の方に入っていただいております。この作業部会でかなりの回数、検討していただき、やはりボランティア活動振興基金を有効に活用するためには、原資も取り崩して必要なところに、こういうボランティア活動に力を入れてやっていきたいというところには助成をしていきたいと思います、それとボランティアの振興というのは市

久保部長 社協だけがするのではなくて、行政にも責任があるでしょうと。行政としての役割を果たすために、この 21 億の中の市民の気持ちの浄財の部分については、やはり社協の中の基金で活用するけれども、一般財源としての入れた部分の 7 億については、行政としての責任を明確にしたのだから、その事業で使ってもらって、ボランティア振興に努めてほしいという結論を第三者委員会である作業部会でもんで、上部団体である運営委員会で決定されて、ボランティア・市民活動センターの運営委員会でも認めていただいたということでございます。

清水副会長 運営委員会で認めたからと言って決定されるのか。理事会で諮るべきではないのか。だったら運営委員は誰が決めたのか、理事会で諮っているのか。

乾 議 長 今、経過説明がございました。誰が委員を選んだとなりますとすべての組織に伝えることとなります。時間もありませんので、補正予算案として先送りという声もございましたが、理事の皆さんで決をとらせていただきたいと思います。それでは、補正予算案について原案どおり承認する人そうでない人ということで挙手をお願いします。

承認する方が多数ということで、ご承認いただきました。また、5 億円の使い道については有効に次の事業を展開するということをお願いいたします。今回のご意見については、他の委員会等についても手続き上いろいろな課題もありますし、目的にそってどうするか、行政と社協との関わりもありますから、よく検討していただいでうえで理事会にもだしていただくということで、平成 27 年度補正予算案は多数決で決定させていただきます。

それでは、報告事項について一括して説明してください。

真鍋課長 総務課長の真鍋でございます。

昨年 9 月に策定いたしました中期経営計画の進捗状況につきましてご報告させていただきます。資料 4 の中期経営計画進捗状況一覧をご覧ください。

この一覧表は、計画の柱としております、本会として取り組むべき 5 つの重点項目、(1) の区社協活動・地域福祉活動の推進支援から、3 枚目に移りまして (5) 災害に備えた体制の強化及び中立・公正な立場にたった事業の展開と、その次に記載の (1) 人材の育成から (3) 組織の透明性と信頼性の確保までの 3 項目となっております。各項目に対し、実施項目を掲げ、それぞれに平成 26 年度の目標と達成状況及び平成 27 年度の目標を記載しております。

各目標の平成 26 年度の達成状況といたしましては、達成できたものが 21 目標、おおむね達成できたものが 17 目標、未達成なものが 1 目標でございます。未達成なものとしましては、資料 4 の 3 頁中段でございます中立・公正な立場にたった事業の展開、「要介護認定・障がい支援区分認定調査事業」におきまして、年間調査依頼見込み件数 161,500 件に対して、処理件数 160,721 件と達成率は 99%ではあります。3 月時点の依頼件数が 173,330 件であり、未処理件数が 7,923 件もあることから、増加する調査件数に対応する体制整備という実施目標については達成できていないとの評価をいたしました。原因と対応について検討し、今後、達成に向けて取り組んでまいります。

この中期経営計画は 5 カ年計画となっております、27 年度の目標も今回掲載さ

真鍋課長 せていただいておりますが、今後も進捗状況の把握や評価を行い、社会情勢なども見据えた計画の見直しも含め、効果的・効率的に事業を推進し、達成に向けて取り組んでまいります。

以上、中期経営計画の進捗状況につきまして、ご報告申しあげました。

井村課長 管理担当課長の井村でございます。

資料5「役員報酬の勘定科目変更及び報酬額の減額措置について」ご報告いたします。

役員報酬は専務理事に支給しているものでございますが、今般、適正な支出管理を行うため、勘定科目を改めますとともに、役員報酬の減額措置を講じました。

1の勘定科目の変更ですが、「人件費・職員給料」から「人件費・役員報酬」に改めました。

2の役員報酬減額後の支給ですが、748万円といたしました。前年度と比較いたしますと、158,684円の減額となります。また、「役員等の報酬等に関する規程施行細則」では年額900万円と規定されていますので、施行細則との比較では152万円の減額となっています。

3の減額方法ですが、「大阪市外郭団体における役職員の採用等ガイドライン」に準じて、役員報酬等年額の上限を800万円と設定した後、上限額から大阪市職員の給料月額等の減額措置に準じて、大阪市の局長級と同様に6.5%に相当する額を減額することとしました。

4の実施年月日は、本年4月1日としました。

なお、参考としまして平成24年度以降の減額の推移を記載していますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、役員報酬の勘定科目変更及び報酬額の減額措置につきまして、ご報告申しあげました。

乾 議 長 ただ今の報告につきまして、ご質問はございませんか。
ないようでございますので、ここで議長役を終わらせていただきます。ご協力を頂きまして、ありがとうございました。

司 会 閉会にあたりまして、中田副会長からごあいさつを申しあげます。

中田副会長 (あいさつ)

司 会 今後の予定でございますが、本日お手元に封書にて開催のご案内をお配りしておりますが、6月3日、水曜日でございますが、午後2時から会長・副会長選任に係ります新理事会を開催いたしますので、ご出席方よろしくお願い申しあげます。

これもちまして理事会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。